

入札等に関する有識者会議（令和6年度 第3回）議事要旨

【抽出の対象とする案件の報告】

児玉委員より、令和6年7月から令和6年8月までの制限付一般競争入札、随意契約による発注工事から抽出した審議案件3件と、その抽出理由について説明。

■各案件の抽出理由

（No.1）界野配水池定流量弁外分解修理工事

- ・ 随意契約であるにも関わらず決定率が72.25%と極めて低い理由と、最低制限価格との関連について確認したく、案件として抽出した。

（No.2）公共下水道管理設工事（南四合雨水幹線）第1工区

- ・ 本件の入札が再公告に至った経過と、同時期に同種の工事として「第2工区」が発注されているため、本件工事との関連について確認したく、案件として抽出した。

（No.3）会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事

- ・ 本件工事は総合評価方式の適用工事である。その発注方式を採用した理由と、応札者の得点の状況等を確認したく、案件として抽出した。

【抽出事案に関する説明及び確認】

○No.1 界野配水池定流量弁外分解修理工事の工事内容について、担当課（上水道施設課）より説明を行った。

○児玉委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明を行った。

- ・ 随意契約である場合、市入札及び契約に関する情報公表要領の規定により予定価格を事後公表しているところ。
- ・ 本工事の設計・積算は、機器メーカーからの参考見積と県積算基準を用いて積算している。
- ・ これらの点から、市が定めた予定価格と、随意契約の際に業者が提出した見積額に乖離が生じたものと考えている。最低制限価格は、地方自治法施行令の規定により競争入札の場合に設定できる。本工事は随意契約であるため、最低制限価格は設定していない。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・ 予定価格の積算は、メーカーからの参考見積額と県の積算基準を用いているということか。	・ そのとおり。
・ 積算方法の点と、予定価格が事後公表であつ	・ そのとおり。これまでの有識者会議の中でも随

た点により、随意契約とはいえ決定率が低い結果となった、ということか。 ・ 随意契約の場合、予定価格は事後公表である。一方、通常の入札の場合、予定価格は事前公表である。本件工事の決定率 72.5%という値だけを見ると、予定価格を事後公表とした方が落札率は下がるのではないか、という疑念が生じる。本件工事に限って偶発的にこのような低い決定率の結果となったに過ぎず、他の随意契約については予定価格近似の値で契約となっているという理解でよいのか。 ・ 本件工事の随意契約は、メーカーによる修理施工を要することを理由としているが、こういったケースで他社が修理を行うということとはあり得るのか。 ・ 今後この業者がずっとメンテナンスを受注していくことが見込まれるが、当初この機器を導入する際の選定は、入札によって行われたのか。また、このような機器は特定の業者のみが取り扱っているという理解でよいのか。 ・ 定流量弁を製造しているメーカーがここしかない、ということか。	意契約の発注事案についてご審議いただいたケースはあるが、決定率 72.5%というのは低い値と捉えている。 ・ 実態としては、随意契約については予定価格近似の値での契約となるケースが多い。本件は、極めて稀なケースである。本日の資料 37 ページに、令和 6 年 7 月～8 月の契約締結実績のうち随意契約であったものを掲載している。同ページの No.1 はこの案件であるが、No.2 については決定率 100%となっており、実例としては随意契約である場合はこのようなケースが多い。 ・ 修理対象となる製品の外側の部分であれば、他社による修理も可能な部分はあるが、製品内部の部品については、製造したメーカーでなければ修理は困難である。 ・ もともとの工事は、この機器のみを据え付けるという工事が発注されたものではなく、水道配管全体の工事が発注され、その一部としてこの機器が設置されたという性質のもの。水道の設備会社が工事を行うものであって、そのときに選定された製品が今回の工事対象機器である。設置した業者が今回の工事を行っているのではなく、その機器のメーカーが今回の工事の受注者となっている、という構造である。 ・ 定流量弁を製造しているメーカー自体は複数あるが、それぞれ部品のサイズ等も異なるため、現在設置されている定流量弁について他のメーカーが施工しようとする、部品の入手もできない。このため随意契約としたもの。
---	--

・最初に水道配管全体の工事を行う業者が選定したメーカーの部品が設置され、その設置した部品に係る修繕を要する場合は当該メーカーとの随意契約を要するという構図と解して良いか。	・そのとおり。全体の配水管工事そのものを当初発注した際には入札によったものと推測する。入札において、事後のメンテナンス経費も含めたトータルコストにより競争することができれば理想かとは思いますが、実態としてはメンテ費用も含めたトータルコストによる価格競争は困難である。
---	---

○No.2 公共下水道管埋設工事（南四合雨水幹線）第1工区の工事内容について、担当課（都市計画課）より説明を行った。

○児玉委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明を行った。

- ・7月1日公告を行っているが、同日に第2工区の公告も行っている。これは同一路線で連続した工区を分割発注したものである。分割発注の理由としては、施工に必要十分な工期設定と、年度内の完了を勘案したもの。
- ・入札参加者の状況について、第1工区と第2工区の入札者は、それぞれ8者あったが、全く同じ業者8者による応札である。
- ・落札業者は、第1工区は株式会社弓田建設、第2工区は大川土木工業株式会社であった。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・初回の入札では、全者が最低制限価格を下回り失格となったということか。	・資料 11 ページの下段に入札経過として「第1回」の応札額が記載されている。これは6月12日開札の内容を示している。この時の最低制限価格は、同ページの備考欄に記載の91,446,682円であり、応札者全員がこれを下回ったもの。これを受けて再入札（6月18日開札）を行った結果が、同ページ下段の入札経過のうち「第2回」と記載の部分である。この時の最低制限価格が同ページ中段にある91,437,623円であり、やはり応札者全員がこれを下回ったため不調となった。これを受けて再公告を行った。その再公告による入札の結果が、10ページの表の内容である。

・第1工区、第2工区と連続した発注の中で、第2工区は再公告を要さず落札者が決定した。第1工区が再公告となったことによる工期のずれなどの影響はなかったのか。 ・最低制限価格の設定は、工事の質の確保という趣旨と解するが、これを設定することは法令で義務付けられているのか。 今回の入札では、落札業者は結果的には最も高い価格で応札した業者であるが、最低制限価格により失格した応札者との金額の差はわずかなものである。最も高い入札額を提示した業者が落札したという点に関して、現状の最低制限価格の仕組みの観点から、入札のあり方について事務局の考えは。 ・最低制限価格は、法律上は「設定することができる」旨の規定であるとの事務局の説明があったが、その水準を変動させるということはできないのか。 ・この会議では、これまでも最低制限価格については様々な視点から取り上げてきたが、応札意欲が高い時期と低い時期のそれぞれについて、同一の最低制限価格算定水準を用いることの妥当性という論点はあるかと思う。いわば「繁忙期」と「閑散期」で、異なる最低制限価格水準を設定するという視点・工夫もあるのではないか。 ・入札参加資格の部分で「資格総合点数」とあるが、これは経営事項審査の点数と理解してよい	・再公告による影響は無かった。第1工区の工期は明後日の3月21日までとされているが、現場はすでに完了しており、完了検査待ちの状態である。 ・最低制限価格は、地方自治法上は「設定することができる」旨の規定であるため、その設定を義務付けたものではない。ただし、最低制限価格が無い場合、極論すれば1円での入札でも落札可能となる。ダンピング受注の防止や手抜き工事の防止、働き手・担い手の確保などにもつながるものであり、これらの観点も含め最低制限価格の設定は市としては必要と考えている。 ・変動させることは理論上可能であるが、最低制限価格を設定する際の算定率のモデルは国が示している。国は様々な調査結果に基づいてそれらの値を示しているため、仮に市が独自の値を用いるとした場合、その独自設定した値の根拠を示していくことは困難とも考える。 ・「変動制の最低制限価格」という手法になるかとは思いますが、調査・研究させていただきたい。 ・そのとおり。
---	--

か。 ・この資格総合点数について、市独自の加算等は設けているのか。 ・公共下水道について、会津若松市は汚水と下水を分けているのか。一緒に処理するということはあるのか。	・前年度に優良工事表彰を受けた事業者については、翌年度に限り 10 点加算している。 ・分流式を採用しており、雨水と汚水は分けて処理される。
---	---

○No.3 会津若松市庁舎整備雁木及び駐輪場等建築工事の工事内容について、担当課（公共施設管理課）より説明を行った。

○児玉委員による抽出論点に関し、事務局より次のとおり説明を行った。

- ・総合評価方式を適用した理由については、市実施要綱に基づき、「予定価格が 1 億 5 万円以上で、かつ技術的な工夫の余地が大きい工事」として総合評価方式を適用したもの。
- ・なお、本市においては予定価格 1 億 5 千万円以上の工事は、契約締結にあたって議会の議決を要する工事として条例で定めており、市にとって重要な工事として位置付けられる発注額である。
- ・応札者の点数の状況については、総括表として資料 24 ページに示すとおりである。評価値の状況では秋山ユアビス建設株式会社が最も高位であったが、入札価格が失格基準価格を下回ったことから失格となった。このため、次点者である株式会社東北入谷まちづくり建設が落札者となったもの。加算点の内容としては、企業の技術力に関する項目で配点 1.35 点、配置予定技術者の技術力に関する項目で配点 1.05 点、企業の地域社会に対する貢献度に関する項目で配点 3.6 点、施工計画の適切性に関する項目で配点 6.0 点、技術提案に関する項目で 8.0 点とし、加算点は合計で 20 点満点として設定している。
- ・本市における総合評価方式の適用事由として挙げている「技術的な工夫の余地」の点は、これらの配点のうち「技術提案に関する評価」の項目に関連するもの。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・点数の評価は、誰が行うのか。	・本市においては、工事関係部局の課長と、外部の学識経験者で組織する「総合評価技術審査会」を設置し、点数の評価を行っている。外部の学識経験者は、会津若松建設事務所の職員 2 名としている。評価項目のうち「企業の技術力に関する評価」、「配置予定技術者の技術力に関する

・ 審査会は、常設の機関か。 ・ 技術提案の部分は、各社によってそれぞれ差が生じるのか。 ・ 駐輪場の外周を雁木づくりにするという部分は、仕様として決まっていたものなのか。その仕様の範囲の中で、各業者に工夫する点を提案させるという理解でよいか。 ・ 他市の例と比較とすると、技術的な提案の意味合いが異なっている印象を受ける。通常よく見られる総合評価方式の手法では、例として「駐輪場の整備として各社独自の提案を行うこと」として提案を募り、その中である業者が「雁木づくりによる駐輪場整備」の提案を行い、その提案内容と技術的な点を評価して、これを採用するというものである。仕様が固まっており、その上で提案を求めても評価結果としては差が付きにくいのではないか。 ・ プロポーザル方式等とは異なり、会津若松市の総合評価方式では施工管理を中心とした部分の提案がメインと理解した。一方、今回の総合評価方式による入札では、技術提案に関	評価」及び「企業の地域社会に対する貢献度」の3つの項目は、設定された項目の該当の有無を提出書面によってのみ審査するため、事務局である契約検査課で審査を行っている。 このため、技術審査会で主に審査を行うのは、「施工計画の適切性に関する評価」と「技術提案に関する評価」の2つの項目となる。 ・ 常設の機関である。 ・ 技術提案の内容は工事業者ごとに大きく異なっており、その内容によって加点の差は生じる。 ・ 雁木づくりとする点は、仕様として定まっているもの。工夫提案の例としては、騒音を抑制するため、仮囲いに騒音吸収素材を用いる等の提案を行った業者に加点を行っている。各業者で様々な提案が行われている。 ・ プロポーザル方式やコンペ方式など、設計を含めて業者から提案を求める方式がある一方、今回の工事は、設計は既に終わっており、工事段階以降の提案を求める総合評価方式を採用して発注を行ったもの。 ・ 本市の総合評価方式では、他自治体の配点と比べて技術提案の点数配分が低い側面があるかと思う。現状においては、本市は仕様発注のもとでの総合評価方式を運用しているが、より
---	--

する部分について最も得点の低い業者が落札しており、総合評価方式の本旨に合致しているのかという点について違和感を覚えるが如何か。 ・設計はすでに完了しており、施工だけを総合評価方式により発注する手法との事務局の説明であったが、総合評価方式のメリットをより活かすには、設計と施工を一緒に総合評価方式として発注する手法もあり得たのではないか。設計と施工を併せて総合評価により発注しない理由は。 ・業者の育成という側面もあるということで理解した。 ・発注方式の選択は、どのように行っているのか。 ・その工事の全体像を見ながら、最も適した発注方法を検討しているということか。	良い制度運用について検討していく余地はあろうと考えている。 ・新庁舎建設においても、設計と施工は別に発注を行った。設計と施工を別として仕様発注するという手法と比して、DB（Design-Build）方式と呼ばれる設計と施工を一緒に発注する方式などは、一般に性能発注と呼ばれる。この発注方式は、例としてプラント建設等に用いられ、「指定の処理能力を満たすように設計すること」等として性能を発注し、各社から提案をいただくという手法。今回の駐輪場工事の「駐車場を確保し、通路を作る」という仕様の中では、各受注者の提案の自由度が低い。そういったパターンの中では仕様発注という手法になる。その中で、受注機会の確保として、設計と施工を別々に発注したものである。 ・DB方式、仕様発注方式、というそれぞれの手法について、市では採用する場合がある。例として、県立病院跡地は運営も含めたDBO（Design-Build-Operation）方式による発注を行っている。 ・官民連携方式の採用手法の検討については、公共施設管理課で所管しており、VFM（Value-For-Money）の試算を行い、DB方式のパターン、DBO方式のパターン、またPFI方式のパターンなどを比較しながら、業者による提案の幅の有無なども含めて発注方式を選定している。 ・建築工事の発注方式については様々な手法があるが、本市では「建設工事等に関する多様な入
--	---

・後日でよいので、そのガイドラインを各委員に配布していただけると良い。 ・雁木づくりを用いるという仕様は、当初からそのアイデアはあったということか。 ・評価項目のうち「配置予定技術者の技術力に関する評価」の部分は書面による審査を行うとの説明であったが、技術者個人の「施工能力」はどのようにして採点するのか。	札契約方式ガイドライン」を令和元年に策定し、これに基づいて発注方式の検討を行っている。 一方で、庁内に副市長をトップとし部局長級の職員により構成される「入札契約審査会」を設置し、審議を経て発注方式を決定している。ガイドラインによる一定の基準と、部局長級による合議体による審議により、恣意的な運用の排除に努めているところである。 ・後日配布させていただく。 ・そのとおり。冬季間における駐車場から庁舎までの歩行者の安全確保という市議会からの提言があった点と、市民懇談会の中でも、冬季間の安全性という意見があった。 ・過去 10 年間以内の同種工事において、請負金額が指定金額以上の工事に監理技術者、主任技術者又は現場代理人として従事した経験がある場合に評価を行う。
---	---

【入札及び契約手続の運用状況の報告・確認】

令和 6 年 4 月から令和 6 年 8 月に契約した工事の入札結果、入札参加停止措置の実施状況について報告（資料 3、資料 4、資料 5）。

<主な質問・意見>

質問・意見	回答（要旨）
・来年度以降の会議の開催について、年度内に 2 回の開催とする旨を前回の会議で委員の了承を得たところである。 - これに伴って、次回以降の会議では、前段に審議期間全体の入札契約手続の状況報告を行い、後段で抽出案件の審議を行う、という進め方を	・次回以降の会議では、前段に事務局から審議期間全体の入札契約手続の状況報告を行い、後段で抽出案件の審議を行っていただく。

提案したいが如何か。	
------------	--

【その他】

・追加配布資料を用いて、本市発注工事における「週休2日工事」の導入について、事務局より説明を行った。

（次回の案件抽出担当）

・次回の抽出担当は、長谷川委員とした。